

# 茨城県からの お知らせ



## 利子補給制度について

### 東日本大震災により住宅被害を受けた皆様へ ～銀行などから融資を受けて住宅を補修等する方への支援～

茨城県では市町村と協力し、被災者の負担軽減を図るため、銀行などからの借入金により住宅の補修等を行う場合に利子相当分を補助する事業を実施しております。

この度、被災者生活再建支援金の申請期間の延長に合わせて、本事業の融資実行期限について1年間延長しました。

#### 【県被災住宅復興支援事業(利子補給)の概要】

##### 利子補給対象者

東日本大震災により大規模半壊以下の判定を受けた自己居住用住宅の補修等のため金融機関から資金融資を受けた方

##### 利子補給期間

5年間

##### 利子補給率

利子1%に相当する額

##### 利子補給対象 融資限度額

住宅復旧のみ	宅地復旧のみ	住宅復旧+宅地復旧
640万円	390万円	1,030万円

##### 利子補給額 (5年間)

最大  
28万5千円程度

住宅と宅地の復旧工事を実施する場合、  
最大45万8千円程度

##### 融資実行期限

~~平成27年3月31日まで~~ **令和3年3月31日まで**  
※1年間延長しました。

(対象地域: 神栖市)

なお、市町村ごとに利子補給率や限度額など補助条件が異なりますので、詳しくは、市町村の担当課もしくは県住宅課へお問い合わせ願います。

茨城県土木部都市局住宅課  
☎029-301-4759

お気軽に  
ご相談  
ください。

